

# 兵庫県公報

令和7年7月4日 金曜日 第631号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 阪神間都市計画学校事業の認可（都市計画課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 阪神間都市計画学校事業の変更の認可（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	5
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（但馬県民局）	5
○ 同 上（同）	5
<b>公 告</b>	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	6
<b>教育委員会公告</b>	
○ 落札者等の公示	6
○ 同 上	7
○ 同 上	7
○ 入札公告	7

## 告 示

### 兵庫県告示第591号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和7年7月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画学校事業  
4011号 金楽寺小学校
- 3 事業施行期間  
令和7年7月4日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



### 兵庫県告示第592号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和7年7月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画学校事業  
4018号 浜田小学校
- 3 事業施行期間  
令和7年7月4日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市浜田町3丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第593号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和7年7月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画学校事業  
4030号 武庫北小学校
- 3 事業施行期間  
令和7年7月4日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市常松2丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第594号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和7年7月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画学校事業  
4048号 大庄中学校
- 3 事業施行期間  
令和7年7月4日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市菜切山町地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第595号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和7年7月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画学校事業  
4052号 武庫中学校
- 3 事業施行期間  
令和7年7月4日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市武庫元町2丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第596号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年7月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
令和6年兵庫県告示第762号 阪神間都市計画学校事業  
4021号 立花西小学校
- 3 事業施行期間  
令和6年8月13日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第597号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年7月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
令和6年兵庫県告示第763号 阪神間都市計画学校事業  
4027号 七松小学校
- 3 事業施行期間  
令和6年8月13日から令和8年3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第598号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年7月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
令和6年兵庫県告示第764号 阪神間都市計画学校事業  
4033号 武庫の里小学校
- 3 事業施行期間  
令和6年8月13日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第599号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年7月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
令和6年兵庫県告示第621号 阪神間都市計画学校事業  
4047号 大成中学校
- 3 事業施行期間  
令和6年6月28日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第600号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年7月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称

尼崎市

- 2 都市計画事業の種類及び名称  
令和6年兵庫県告示第767号 阪神間都市計画学校事業  
4055号 常陽中学校
- 3 事業施行期間  
変更前 令和6年8月13日から令和8年3月31日まで  
変更後 令和6年8月13日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第601号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正する。  
令和7年7月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

表中

「

一般社団法人 兵庫県建設業協会	淡路支部	洲本市塩屋
-----------------	------	-------

」

を

「

一般社団法人 兵庫県建設業協会	淡路支部	洲本市海岸通
-----------------	------	--------

」

に改める。



**兵庫県告示第602号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。  
令和7年7月4日

兵庫県但馬県民局長 上田英則

- 1 指定する貯水施設の所在地  
朝来市山東町粟鹿字新堂谷1503
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
東営農組合	朝来市山東町粟鹿1252-1

- 3 指定する理由  
朝来市山東町粟鹿地域内円山川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第603号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。  
令和7年7月4日

兵庫県但馬県民局長 上田英則

- 1 指定する貯水施設の所在地  
朝来市山東町金浦字洞奥158-2
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
磯部土地改良組合	朝来市山東町野間275-1

- 3 指定する理由  
朝来市山東町金浦地域内円山川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

**公 告**

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年7月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西脇市和田町字佐古里241番1、246番1、246番2、241番1地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
神戸市東灘区岡本5丁目8番40号  
長井隆行  
西脇市和田町372番地の1  
長井廣行
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和7年6月10日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-8-3号（6西脇）

**教育委員会公告**

**落札者等の公示**

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公告する。

令和7年7月4日

契約担当者

兵庫県立加古川北高等学校長 古河真紀子

- 1 落札に係る業務件名及び数量  
兵庫県立加古川北高等学校 特別教室空調設備リース一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立加古川北高等学校 加古川市野口町水足867-1
- 3 落札者を決定した日  
令和7年6月19日
- 4 落札者の名称及び住所  
大阪ガスファイナンス株式会社 大阪市中央区備後町3丁目6番14号
- 5 落札金額（税抜き）  
258,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和7年5月20日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年7月4日

契約担当者

兵庫県立出石高等学校長 守山 勝

- 1 落札に係る業務件名及び数量  
兵庫県立出石高等学校 特別教室空調設備リース 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立出石高等学校 豊岡市出石町下谷35-1
- 3 落札者を決定した日  
令和7年6月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 5 落札金額  
222,100円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和7年5月16日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公告する。

令和7年7月4日

契約担当者

兵庫県立村岡高等学校長 三宅 美奈子

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
県立村岡高等学校特別教室空調設備リース 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
県立村岡高等学校 美方郡香美町村岡区村岡2931
- 3 落札者を決定した日  
令和7年6月20日
- 4 落札者の名称及び住所  
大阪ガスファイナンス株式会社 大阪府大阪市中央区備後町三丁目6番14号
- 5 落札金額  
184,470円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和7年5月20日



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年7月4日

契約担当者

兵庫県立淡路三原高等学校長 大塚 剛 啓

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
県立淡路三原高等学校 特別教室空調設備リース 一式

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 契約期間

賃貸借期間 令和7年11月1日（土）から令和20年10月31日（日）まで

※ 令和7年10月31日（金）までに設置のこと

※ 賃貸借期間満了後、無償譲渡

## (4) 設置場所

県立淡路三原高等学校

南あわじ市市円行寺345-1

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札書に記載する金額については、調達案件の設置に係る詳細設計、搬入設置調整に要する費用及び機器設定に要する費用と(3)の期間における賃借料の合計金額を(3)の期間（156箇月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県納入局物品管理課 電話（078）341-7711 内線75787

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 当該物品を第三者をして貸し付けようとする者は、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明したものであること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、県立淡路三原高等学校が電子入札システム未導入のため、従来の入札者立会による入札書の提出方式により行う。

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒656-0461 南あわじ市市円行寺345-1

県立淡路三原高等学校 担当 名手

電話 0799-42-0048 FAX 0799-42-0313

ホームページ <https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/awajimihara-hs/NC3/>

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年7月4日（金）から7月14日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

※ 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による場合は、申込み書類を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札参加申込」と表記のうえ、宛名及び入札物件等を記入し、上記期間に必着のこと。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和7年8月5日（火）午後2時

場所 県立淡路三原高等学校会議室（南あわじ市市円行寺345-1）

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算して得た額に貸借期間156箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年8月4日（月）午後4時までに入札しなければならぬ。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参することにより行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期限までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であつて、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of the head of the procuring entity:

Takahiro Otsuka, Principal of Awajimihara high school in Hyogo

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

A lease agreement for Awajimihara high school in Hyogo air-conditioning equipment

(3) Contract period:

From November 1, 2025 to October 31, 2038

(4) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 14, 2025

(5) Date and time of tender:

14:00 August 5, 2025 by direct delivery

(6) Person to contact concerning the notice:

Ms.Nade, Awajimihara high school in Hyogo

345-1 Engyoji, Ichi, Minamiawaji, Hyogo 656-0461

TEL (0799)42-0048